

北巨摩合同庁舎別館 1 階空調機器 更新工事に係る一般競争入札公告

中北地域県民センターが発注する北巨摩合同庁舎別館 1 階空調機器更新工事に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 3 年 2 月 9 日

中北地域県民センター所長 内藤 梅子

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事の名称及び数量
北巨摩合同庁舎別館 1 階空調機器更新工事 一式
- (2) 工事の概要
北巨摩合同庁舎別館 1 階の空調機器の更新（既存機器撤去搬出及び新規機器搬入据付）及び附帯作業
- (3) 工事の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- (4) 履行期間
契約の日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで
- (5) 履行場所
山梨県韮崎市本町 3 丁目 5-24
北巨摩合同庁舎別館（西部家畜保健衛生所）

2 事務を担当する所属

中北地域県民センター
〒407-0024 山梨県韮崎市本町 4 丁目 2-4
メールアドレス：ch-kenminc@pref.yamanashi.lg.jp

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）
- (2) この公告の日の 6 月前の日以降に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (3) この公告の日の 2 年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 山梨県における建設工事の競争入札参加資格（管工事）の認定を受けている者又は物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 14 年 2 月 28 日山梨県告示第 64 号）に規定する物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 山梨県内に事業所（本店、支店等）があること。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和3年2月17日(水)までの日(山梨県の休日定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、(2)により入札説明書の交付を受けた者には同じものを交付する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和3年2月17日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において交付、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて、2に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先(電話番号、ファックス番号)及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

(3) 現地説明会の日時及び場所

- ① 日時 令和3年2月15日(月) 午後3時
- ② 場所 山梨県韮崎市本町4丁目2-4
北巨摩合同庁舎本館 1階 101会議室

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和3年2月17日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所に持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和3年2月24日(水) 午前10時
- ② 場所 山梨県韮崎市本町4丁目2-4
北巨摩合同庁舎本館 4階 401会議室

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- ① 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③ 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第108条の2の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- ④ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ① 言語 日本語
- ② 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 前払金の有無 無

(8) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先 中北地域県民センター

総務県民課

(電話番号0551-23-3051)